

# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:平成 30 年 11 月 20 日

評 価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	平成30年4月20日
	事業所との評価結果の確定日	平成30年11月13日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり · なし

## I 事業者情報

### (1) 事業者概況

事業所名称	保育所ひかり学園	種 別	保育所		
事業所代表者名	園長 堀内 厚子	開設年月日	昭和44年4月1日		
設置主体	(社福)光生会	定 員	120 人	利用人数	118 人
所 在 地	〒731-4225 広島県安芸郡熊野町石神18-27				
電話番号	082-854-1796	FAX番号	082-854-1905		
ホームページアドレス	<a href="http://www.hikari-g.or.jp/hikari.html">http://www.hikari-g.or.jp/hikari.html</a>				

### (2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
○ 0歳児(生後6か月~)から5歳児の保育	毎月 : 誕生日会, 身体測定, 避難訓練(消火・不審者・震災)
○ 延長保育(早朝, 夕方, 土曜)	行事 : 入園進級式, 卒園式, 運動会, 作品展
○ 子育て支援	生活発表会, 音楽発表会, 保育参観, 給食試食会
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
●総保育室数 9 室	●その他
○保育室 8 室	○事務室 ○砂場
	○給食室 ○足洗い場
	○トイレ
	○調乳室

### 職員の配置

職 種	人 数(うち常勤人数)	職 種	人 数(うち常勤人数)
施設長	1 人( 1 人)	調理員	7 人( 2 人)
副施設長	1 人( 1 人)	事務員	1 人( 1 人)
主任保育士	1 人( 1 人)	嘱託医	2 人( 0 人)
保育士	23 人( 9 人)		

## II. 第三者評価結果

### ◎評価機関の総合意見

熊野町はベットタウンとして発展し、当時は地域に保育所がなかったことから、地域の要請に応じ、1969(昭和44)年に定員60人の保育所として創立しました。その後、幼児、乳児等の受け入れを行い、現在では120人を超える園児が通っています。

保育所ひかり学園の建物は、住宅街中央の見晴らしの良い高台に2年前に新築移転し、開放的で温かみのある構造となっています。多目的ホールを中心に、各年齢の保育室が機能的に配置されていました。園では、広島県青少年赤十字に加盟し、「子ども赤十字」の人道の精神を基に、心を育てる活動に取り組んでいます。

また、集団演奏を柱に活動を組み立てています。訪問当日も心地よい風が館内に流れる中、ホールでは発表会に向けて規律正しく、一生懸命に演奏の練習をしている園児の姿を見る事ができました。

今回の第三者評価の受審では、法人創立50周年を機に運営面・保育面の全般的見直しをしたいという考えを持たれており、普段の取り組みや成果を評価するだけにとどまらず、具体的な改善点を明らかにし、質の向上に結びつくよう進められています。また、第三者評価を実施する過程で、自己評価を全職員で実施し、結果をとりまとめる過程で多くの気づきを得ており、法人をあげて課題改善に意欲的に取り組んでいることが伺えました。

### ◎特に評価の高い点

(1)建物は十分な採光があり、明るく開放的な構造でした。特に、調理室は、園児が調理の様子を見ることができるよう、園児の背丈に合わせたガラス張りにし、子どもたちの気持ちや視点に立った工夫は特筆すべき点といえます。

(2)園では、鍵盤ハーモニカをはじめ、様々な楽器を用いたグループ演奏を日課の柱とし、練習の成果を園内行事や地域で発表することで楽しみと達成感を充足させ、さらには、集団活動を通して、社会性や自律性など心の育成を行っている点は大きな強みと言えます。

(3)音楽遊び・リトミックや絵画制作、感触遊びなど、子どもたちの感性を高め、興味を引き出しながら、生活や遊びを通して活動を楽しめるよう工夫されています。

(4)クラスだよりの発行のほか、平成29年度の学園通信は全63回発行し、日々の子どもの成長を保護者に伝え、家庭での子育てにも役立てられるものとなっています。

### ◎特に改善を求められる点

(1)事業計画の実施・課題等への取り組みは職員の理解と協力が不可欠と思われます。情報の周知徹底を図るためにも伝達方法や会議のあり方、チェック方法などを見直され、さらに組織的な取り組みに発展されることを期待します。

(2)理念や基本方針の掲示は保護者や地域住民などの外に対して園の基本姿勢を示し、職員への浸透を図るためにも大切な事だと思われます。また、意見箱の設置は外部意見の有無に関わらず、事業所が外部に対して能動的に働きかける意思表示でもあります。今後は外部との良好な関係構築のためにも、事業所の取り組みや情報の提供など、積極的に「見える化」を進められることを提案します。

## III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、初めて第三者評価を受け、多くの学びがありました。今年、創立50周年を迎えた保育園ですが、長い歴史の中で構築された保育、指針の改訂による保育研修など職員と研鑽を積みながら日々の保育に取り組んでいる中、第三者評価を受けることで、改善点を明確にすることができました。

①園の理念・基本方針・事業計画の周知、②保護者の相談や意見を述べやすい体制づくり、③記録等の開示、④サービスの継続性への配慮 等の改善提案を実行し、保護者の皆様に安心していただける保育園づくりに努力致します。

## IV. 項目別の評価内容

### 1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価:N0.1-2	法人としての理念・基本方針が明文化され、基本方針は子どもたちを確実に育てる保育の実践に向けて具体的に示されています。年度始めには、基本方針・保育目標の確認を行い、それに伴う具体的な活動について話し合われています。また、入園のしおりやホームページ等に明記され、保護者や地域住民にも周知できるよう取り組まれています。 ◎理念や基本方針が園内には掲示されていません。保護者や地域住民に対して園の基本姿勢を示し、職員への浸透や意識を図るためにも、それらの「見える化」に取り組まれることを期待します。
	(2)計画の策定 自己評価:N0.3-4	園として中・長期的なビジョンを持ち、各年度の事業計画の中で平成35年度までの計画案を示されています。また、今年度中に、平成30年度から平成34年度の5か年計画の作成を法人全体の重要課題として掲げておられ、事業計画の中で示す中・長期的なビジョンがより具体的なものになるよう、施設間で連携協働に努めながら取り組まれています。 ◎事業計画について職員への説明や周知徹底を図るとともに、日々の関わりで得られる保護者や地域住民からの意見を参考に事業計画を策定していることは高く評価されますが、今後は、それらの内容を保護者等にも周知する方法を検討していかれることを望みます。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価:N0.5-6	事務分掌を定め、園長自らの役割と責任について明確にされています。園長は、さまざまな研修に参加し、遵守すべき法令等を理解し、職員に伝えられています。日頃から職員とのコミュニケーションを大切にし、職員の意見や思いを運営に取り入れる努力をされています。園長や副園長、保育主任を中心に、業務の効率化と改善について検討されています。
2 組織の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価:N0.7-8	県・郡保育連盟等の会議や研修会へ積極的に参加し、保育に関する全体の動向等について情報収集されています。法人全体で機能強化に取り組まれており、月1回の園長会議等で、組織の在り方や職員体制、人材育成の現状分析を行い、改善に向けて見直しをされています。改善すべき課題に対して、職員に意見を聞いたり、必要に応じて公認会計士や税理士、社会保険労務士からアドバイスを得たりされています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価:N0.9-12	必要な人材確保や職員体制に関する考え方、方針は明確化されており、年度当初の採用も計画的に行われています。不定期な退職、休職に対応する人材確保は困難な状況にありますが、基準の職員配置より多めに職員を配置し、突然の休みにも対応できる体制を整えられています。人事考課制度の運用により、職員一人ひとりの達成すべき目標を設定されています。それらを基に、職員ごとに、県・郡保育連盟や広島保育問題研究会、法人・園内研修等、職階や経験年数に応じた年間研修計画を立て、法人全体で職員の育成に力を入れて取り組まれています。保育実習生の受け入れも積極的に行われています。
	(3)安全管理 自己評価:N0.13	緊急時に対応するため、リスクの種類別にマニュアルが整備されており、その内容を職員に周知されています。事故が起きた場合、職員全体に周知とともに、迅速な対応についても検討されています。事故防止のために安全チェックリストを活用し、毎月の安全点検で確認漏れがないよう徹底されています。

2 組織の運営管理	(4)設備環境 自己評価:N0.14-15	<p>平成29年3月に新築園舎に移行し、子どもたちの遊びの環境や安全面、衛生面等の保育環境が改善されています。共有スペースや保育室は、子どもの快適性や利便性に配慮されており、洗面所やトイレ等は、各保育室からも利用しやすい場所に設置されています。</p> <p>園内の掃除は毎日、実施されており、園長が各所を回り清掃が行われているかを確認されています。</p>
	(5)地域との連携 自己評価:N0.16	<p>住民同士のつながりが深いという地域の特性を踏まえ、積極的に地域との関わりを持たれています。週1回の絵本の読み聞かせボランティアや園の畠づくりを近隣住民が手伝ってくれるなど、さまざまな交流を図りながら良好な関係を築いておられます。また、近隣にある養護老人ホームとの交流も定期的に行われています。</p> <p>毎週木曜日の園庭開放など、地域の保育ニーズに基づいたサービスを提供されています。</p>
	(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	<p>園長は、安芸郡保育連盟主催の会議等に出席し、現場の取り組みや課題を行政に伝え、意見交換されています。また、広島市内にも法人が運営する園があるため、広島市私立保育園協会を通じて、必要な情報を収集し運営に役立てておられます。保育連盟による公開保育では、園での活動を実際に見てもらい意見交換を行っておられます。</p> <p>財務諸表については、法人のホームページで分かりやすく公開されています。</p>
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価:N0.19-24	<p>子ども一人ひとりを尊重した保育となるよう、年齢別保育目標を具体的に掲げ、職員全体で周知徹底しながら実践されています。人権への配慮や性差への固定観念等を植え付けないような配慮について、研修等の場で職員の理解を深められています。保護者の意向を把握する目的でアンケート調査を行い、その結果について分析し、必要に応じて改善策を園通信で伝えておられます。</p> <p>苦情解決のしくみについては、年度ごとに配布する「入園・進級のしおり」に記載され、説明されています。新築園舎に移行してからは、園内に意見箱を設置されていません。</p> <p>◎直接言えない不満や苦情を汲み取る仕組みの一つとして、意見箱の設置とその存在を知らせるための周知に努める必要があります。意見箱の設置は、意見の有無に関わらず、園が外部に対して能動的に働きかける意思表示でもありますので、これらについて見える化を進められることを提案します。</p>
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	<p>第三者評価を受審する過程で、自己評価を全職員で実施されています。また、サービス編の自己評価については、結果をまとめる過程で、乳児クラス・幼児クラスで別途表を作成し、多くの気づきを得られています。</p> <p>各種マニュアルの整備をはじめ、職員のしおりを作成し、職員に周知徹底を図りながら、職員が同じ視点で保育支援ができるように努力されています。</p> <p>◎今後は、保護者から記録の開示を求められた場合に統一した対応をするために、情報開示に関する規程の内容を再度確認するとともに、それらを職員に周知していかれることを期待します。</p>
	(3)サービスの開始・継続 自己評価:N0.29-32	<p>熊野町が発行する「保育所入所のしおり」には、園の利用時間や保育内容、年間行事予定等、利用希望者に対して分かりやすく具体的に掲載されています。また、法人ホームページを活用して、園の情報が提供されています。入園のしおりには、保育のサービスや留意事項などを細かく記載されており、イラストや写真で必要な情報を分かりやすく伝えておられます。</p> <p>転園がある場合は、保育の継続性に配慮した引き継ぎが行えるよう、保護者同意のもと適切に情報提供されています。</p> <p>◎他の保育所への変更等にあたり、引継手順や引継文書の様式等は特に定めておられません。今後は、引き継ぎまでの経過や結果を職員と共有するための手段の一つとして、手順を明確化や統一された書式の策定検討を提案します。</p>

## IV. 項目別の評価内容

### 2 サービス編:保育所

<b>1 事業所運営体制の基本</b>	<p><b>(1)サービスの質の確保</b> 自己評価:N0.1-3</p> <p>昼休みの時間を利用した「昼会」の実施や、必要時に職員会議を随時開催するなど、様々な情報共有の場を設けられています。また、会議に参加できなかつた職員は、議事録などで確認する仕組みを確立されています。園長や副園長、主任保育士を中心に、指導助言を行う体制を整えられています。さらに、解決策を職員会議でも検討し、職員と情報共有できるよう取り組まれています。保育について、外部講師から指導を受ける機会を設けておられます。外部研修への受講や法人・園内研修の実施など、年間研修計画を具体的に示し、職員全体の意識向上に取り組んでいます。</p> <p>◎子どもに関する情報を各保育室で管理し、毎日、書類が紛失しないか確認されています。今後は、紛失や盗難を未然に防ぐことを意識し、適切な場所と保管方法について検討されることを提案します。</p>
<b>2 子どもの発達援助</b>	<p><b>(1)発達援助の基本</b> 自己評価:N0.4-8</p> <p>保育課程については、職員全員で共通理解されており、子どもの均一的な発達基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び、環境構成を重要視されています。また、発達過程における年齢別保育目標を掲げ、それらを指導計画に連動させ、具体的な保育実践となるよう取り組まれています。</p> <p>子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、人間の五感に加え、筋肉の感覚を第六感として育てる音楽教育法「リトミック」を保育の中で取り入れておられます。</p> <p>地域ボランティアとの交流や町内の養護老人ホームへ年3回の訪問など、幅広い年代との交流を通じて、お互いの存在を理解しあえるよう取り組まれています。</p> <p>保育の中で、遊びや持ち物、服装、順番などが性的差別とならないように配慮し実践されています。</p>
	<p><b>(2)健康管理・食事</b> 自己評価:N0.9-14</p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルを各年齢ごとに整備し、職員が統一した意識を持って対応できるよう取り組まれています。また、登降園児に保護者から健康状態に関する情報を聞き取りされています。年2回、健康診断や歯科検診を実施されており、日々の子どもの健康状態だけではなく、健診結果を全職員で情報共有されています。結果は、保護者とも共有されています。</p> <p>食事は、楽しく食べる中で、心も身体も育てる給食となるよう、栄養士と保育士が連携しながら食育計画を策定し、各月でテーマや目的を決めておられます。発達段階に応じた食器の使用や、視覚的にマナー指導ができるよう配膳図を掲示するなど、発達や年齢に合わせてさまざまな工夫をされています。さらに、低年齢の幼児も調理室の中が見えるように、調理員と同じ目線となる位置にガラス張りの窓が設置され、調理に興味を持ち、食へ感謝の気持ちを育む働きかけが伺えました。乳児クラスには、毎日、調理員が給食時間にクラスに入り、一人ひとりの成長を見極めながら、いろいろな食材の味や形態に慣れ、食べる楽しみを持てるよう支援されています。給食だよりや園だより等で食への取り組みについて情報発信する他、毎日の給食サンプルを玄関に設置し、親子で食について会話できる環境をつくられています。</p>
	<p><b>(3)保育環境</b> 自己評価:N0.15-17</p> <p>各クラスに温度・湿度計を設置し、子どもたちが常に居心地よく過ごせるように調整しながら空間の確保に取り組まれています。トイレや洗面所も年齢に応じて使いやすいつくりになっています。月1回、遊具等の点検を実施し、日々の保育の中で遊んでいる最中などに気づいた場合は、すぐに報告し、対処されています。隣接の旧園舎には、遊具がそのまま残されているため、戸外遊びを十分に楽しめる環境が整えられています。</p>

2 子どもの発達援助	(4)保育内容 自己評価:N0.18-23	<p>順番を守ることや毎日の当番活動など、日常の保育生活や集団遊びを通して社会的ルールを理解できるよう取り組まれています。バスを利用して養護老人ホームを訪問するなど、公共の場を使うときの約束ごとを学び、成長できるよう取り組まれています。また、園の菜園で野菜を育てたり、絵本の読み聞かせ、音楽遊び・リトミックを取り入れるなど、色々な遊びや学び、自然を感じながら数や量の感覚が身につくように工夫されています。</p> <p>さらに、広島県青少年赤十字に加盟し、「子ども赤十字」の人道の精神を基に、「やさしさ」や「思いやり」を行動に移せる保育に取り組んでおられます。子ども同士の関係づくりについては、保育士が仲立ちをしたり、思いを代弁することで、コミュニケーションを図る楽しさや大切さが伝えられるよう配慮されています。</p> <p>乳児保育については、子どもが安全・快適に過ごせる環境づくりに配慮しながら、一人ひとりの生活のリズムや成長過程に合わせた保育に取り組まれています。乳児の睡眠時呼吸の確認については、0歳児は5分おき、1歳児は10分おきに行い、午睡チェック表に記録されています。</p> <p>長時間保育については、職員間の伝達を徹底するほか、必要時には担任から直接保護者へ伝えるように徹底するなど、保護者への連絡漏れがないように心がけられています。</p> <p>障害児保育のための環境については、建物内はバリアフリーになっています。他法人が運営する幼児発達支援センターの研修を受講したり、法人全体の研修も複数回に分けて実施するなど、研修体制を整備されています。必要に応じて、療育センターなどの専門機関へ保護者と一緒に出向き、指導・助言を受けられています。</p>
3 子育て支援	(1)保護者等への支援 自己評価:N0.24-28	<p>職員は、送迎時の会話や連絡ノートを活用し、保護者とのコミュニケーションを図りながら信頼関係の構築に努められています。過去には、連絡ノートの書き方研修を実施するなど、職員によってバラつきが生じないように取り組まれています。また、園からの情報発信に力を入れておられ、クラスだよりの発行のほか、平成29年度の学園通信は全63回発行し、日々の子どもの成長を保護者に伝え、家庭での子育てにも役立てられるものとなっています。年2回の保護者懇談会や年1回の個別面談では、子どもたちの園での様子や生活ぶり、成長等に関する情報を共有できるよう工夫されています。</p> <p>不適切な養育の可能性があると判断した場合は、園長へ速やかに報告し、対応方法などについて検討されています。虐待対応についてのマニュアルの整備や職員会議で勉強会を実施するなど、職員が適切に対応できるよう体制を整えられています。</p>
4 子どもの安全	(1)安全・事故防止 自己評価:N0.29-31	<p>感染症に関わる緊急時対応や危機管理など、各種マニュアルを定められています。保護者に対しても学年通信や掲示物などで注意を促されています。子どもの緊急連絡先については、年度ごとに保護者から聞き取りされています。防犯監視カメラを駐車場や入口、死角となる通路など8か所に設置し、事務室でモニター確認することができます。避難訓練や不審者対応訓練前は、必ずマニュアルを事前に確認し、マニュアルにもとづく訓練となるよう取り組まれています。</p>
5 地域との関わり	(1)関係機関及び地域との連携 自己評価:N0.32-34	<p>法人事業計画にも掲げられているように、地域活動にも積極的に取り組まれています。小学校や近隣の園などが集まる幼保小連携会議等に出席し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について情報交換されています。地域の子育て支援の拠点として、毎週木曜日に園庭開放し、同年齢のクラスに入ったり、在園児と一緒に過ごしたりして交流を図られています。</p>

# 自己評価・第三者評価の結果(管理運営編)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

## 1 福祉サービスの基本方針と組織

### (1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	B	B	○

### (2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	B	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	C	B	○

### (3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	B	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	B	A	

## 2 組織の運営管理

### (1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	B	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	B	B	

### (2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	B	B	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	B	B	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	B	

### (3)安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

### (4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は、利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は、清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

**(5)地域との交流と連携**

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	A	
----	--------	---	---	---	--

**(6)事業の経営・運営**

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	B	B	

**3 適切な福祉サービスの実施****(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	B	B	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	B	B	○
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	B	B	

**(2)サービス・支援内容の質の確保**

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	B	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	C	C	○

**(3)サービスの開始・継続**

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	B	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか。	B	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	B	B	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	C	C	○

# 自己評価・第三者評価の結果(サービス編:保育所版)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

## 1 事業所運営体制の基本

### (1)サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども(保護者等を含む)に関する情報(データを含む)は、適切に取り扱われていますか。	B	A	

## 2 子どもの発達援助

### (1)発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	B	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人の交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	B	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	B	A	

### (2)健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行ってていますか。	B	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	サービス開始・終了時の配慮	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

### (3)保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	B	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	B	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	B	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

**(4)保育内容**

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	B	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

**3 子育て支援****(1)保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	B	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性がある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	C	A	

**4 子どもの安全****(1)安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	B	B	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	B	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	B	A	

**5 地域との関わり****(1)関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	B	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	B	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	-	-	